

令和元年度 観光産業の即戦力となる実務人材(外国人材)の確保・育成に関する事業

目的

宿泊業界における**外国人材の確保・育成を支援し**、受入れを定着させることにより、**外国人材の言語等の強みを活かした外国人旅行者のストレスフリーな宿泊体験を実現する**とともに、**労働力不足を解消する**

事業概要

- 受け入れた外国人材と受入れ側の事業者双方にとって、有益となる以下の情報等を一元的に発信するホームページの開設を含めた、外国人材受入れのプラットフォームの構築を図る。(HPの開設は次年度を予定)
 - ①雇用環境整備の為の調査(外国人材受入・活用状況の把握及び優良事例、受入れ施設や事業者等のニーズや課題等の現状把握等)
 - ②セミナーの開催(特定技能制度の周知、調査事業での優良事例の紹介等をふまえ、外国人材の受入れの促進を図ることを目的とする)
 - ③外国人材向け教材等の作成(特定技能試験に合格した外国人材が日本で働くための知識とノウハウを習得することを目的とする)
- 制度の効率的な運用に向けた企業(受入れ機関及び登録支援機関)情報管理のシステムの構築を図る。

ホームページの開設

受入れのプラットフォームの構築

受入れに係る諸制度・必要な手続きの紹介、受入れの優良事例等、受入れを促進するために有益な情報を一元的に発信するHPを作成

①雇用環境整備の為の調査

受入れに必要な雇用環境整備等、受入れ側の業者(ホテルや旅館の経営者)が抱えている不安や疑問などを調査。調査で得た情報などをHP上で掲載することでより多くの宿泊経営者の支援に活用する。

②セミナー開催

全国における経営者の意識改革を図り、外国人材への潜在需要を顕在化させるため、制度の紹介、各種改善事例、外国人材活用の優良事例等をセミナーで発信(全国10箇所)。資料等は上記HPにて広く発信

③外国人材向け教材の作成

初めて日本で生活する外国人材が、速やかに日本の生活、ホテル・旅館の勤務になじめるよう、日本の風習、ホテル・旅館の基礎知識を盛り込んだ日本語と英語版テキストを作成

制度の効率的な運用に向けたシステムの構築

協議会運営における情報管理システムの開発

今般の新たな在留資格制度において、外国人材を受け入れる企業(受入れ機関)及び登録支援機関は、観光庁が設置した「宿泊分野特定技能協議会」の構成員となることが義務づけられている。今後、多くの受入れ機関及び登録支援機関が構成員として登録することを鑑みて、情報の適正な管理、漏洩防止を目的とした管理システムの構築を図る。